

食の安全・監視市民委員会
食の安全・市民ホットライン
代表 神山美智子 様

平成26年9月18日付で御質問いただきました「学校給食の異物混入問題に対する公開質問状」について、以下のとおり回答いたします。

(1) 1及び5について

文部科学省では、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）において基準を示し、適切な衛生管理の実施を求めるとともに、衛生管理に関する講習会の開催、学校給食施設の衛生管理状況の調査・指導、各種会議等において衛生管理上必要となる取組の周知や注意喚起を行っています。

(2) 2及び3について

学校給食衛生管理基準 第3 1 (3) 一では、あらかじめ定めた検収責任者が食品の納入に立ち会い、異物混入等について、毎日点検を行い記録することとされています。

また、学校給食衛生管理基準 第4 1 (1) 五において、校長等は、食品の検収等の日常点検の結果、異常の発生が認められる場合、食品の返品、献立の一部又は全部の削除、調理済食品の回収等必要な措置を講じることと規定されています。

(3) 4について

学校給食の安心・安全に関する取組について、文部科学省ホームページに情報を掲載しています。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/index.htm

平成26年10月8日
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課